

**農地等利用最適化推進施策（雪害対策）  
の改善に関する意見書**

**南丹市農業委員会**

## 農地等利用最適化推進施策（雪害対策）の改善に関する意見書

南丹市の基幹産業は農業です。平成29年産米をもって米の直接支払交付金制度が廃止されるなど、水稻での維持が困難な状況から野菜の栽培へ移行する農家もある中、本年1月14日からの豪雪により、市内各地では農業用施設等に甚大な被害が発生いたしました。野菜や花き、果樹、育苗や畜産用のパイプハウスの倒壊による被害は、農業生産に大きな打撃となり、経営はもちろん生産意欲の低下につながるなど、離農や被害農地の遊休化が危惧されるところです。

豪雪被害に対する緊急対策としては、京都府における「農業生産施設緊急復旧対策事業」の50%補助に加え、南丹市独自の支援施策として10%の補助また、育苗ハウスについても、南丹市独自の支援施策を講じられることに敬意を表します。

しかし、近隣の京丹波町においては、京都府の補助対象となったパイプハウスの復旧及び撤去に対し40%を町独自で支援されるところであります。再建するにあたつての自己負担は被災農家にとって、切実な問題であり、今後の農業経営に大きな影響をあたえるものと思われます。高齢者や女性でも栽培可能なハウス栽培は、地域の農村を守り雇用の拡大にもつながるものと考えられます。大規模農家はもちろん、生きがいの一つとして営んできた小規模農家でも、これまでと同様にパイプハウスでの栽培を営み、経営再建と安定、再生産の確保に至るようきめ細やかな対策によりこれから農業を支えていただくことを強く期待するところです。

つきましては、復旧に対する市の補助率10%に加え、被災農家がこれからも意欲をもって野菜等の栽培にまい進できるよう京丹波町と同様に40%の補助率となる更なる支援策を講じていただきたく、農業委員会法第38条第1項の規定により意見を提出いたします。

平成29年3月27日

南丹市長 佐々木 稔納 様

南丹市農業委員会

会長 野中 一二三

